

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

激変する経営環境と社会的要請に迅速かつ的確に対応できる意思決定、透明性の高い経営、法令並びに企業倫理の遵守に努めて企業価値を高め、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーに評価され信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	1,927,000	8.60
三菱商事株式会社	1,120,500	5.00
神田成二	670,000	2.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	550,000	2.46
株式会社西京銀行	513,000	2.29
山九株式会社	450,000	2.01
株式会社エー・ティ・エス	410,920	1.83
安藤パラケミー株式会社	310,000	1.38
徳機株式会社	300,000	1.34
株式会社広島銀行	290,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

(1) 大株主の状況は平成26年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
常慶 直宏	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
常慶 直宏		同氏は当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社に使用人として在籍しております。伊藤忠商事と当社の間には原料油ならびに当社製品の売買等の取引が存在しています。	同氏はエネルギー業界における経営者として豊富な経験と企業経営に関する見識を有されていることから、当社の経営全般に関し有益な助言、提言をいただけると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の「新日本有限責任監査法人」とは適宜会合を持ち意見および情報の交換を実施するほか、実地棚卸監査の立会い等を実施しております。

監査役は内部監査部門の企画管理部から法令順守・リスク管理等につき当該部門が実施する各部門の内部監査等の報告を受け、必要に応じて調査を求めるほか、適宜必要に応じて会合を持っております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田澤 繁	弁護士										○			
吉田 高志	公認会計士							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田澤 繁	○	同氏とは個別法律相談の取引関係がありますが、当社の事業規模に比して僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。	同氏は弁護士の資格を有し豊富な知見と経験を有されていることから、社外監査役として選任しております。また同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立役員と指定しました。
吉田 高志		同氏は平成25年7月まで当社の主要な取引先である新日本有限責任監査法人の業務執行者として在籍しておりました。	同氏の公認会計士としての高い知見を当社監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。また、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験、見識により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、取締役の個別の報酬を取締役に決定しております。
株主総会決議に基づく取締役の年額報酬は270百万円以内であります。
平成26年度中に取締役11名に支払った総額は164百万円であります。
開示手段として、有価証券報告書、営業報告書(事業報告)、株主総会招集通知に掲載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役の専任スタッフは配置していませんが、総務・経理・企画管理部門がすべてのサポートにあたるとともに、監査役からの要請がある場合は監査役の職務補助のためのスタッフを置くものとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況
- 1) 会社の機関の内容
- イ) 取締役会・執行役員会
- 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および執行業務の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会は業務執行機能の役割を明確化し業務執行の迅速な対応に努めております。
- ・取締役数は有価証券報告書提出日(平成27年3月30日)現在、6名体制(うち社外取締役1名)、執行役員数は兼務取締役を含めて10名体制。
 - ・取締役および執行役員の任期は1年。
 - ・取締役会および執行役員会は毎月開催。
- ロ) 監査役会
- 監査役会制度を採用しております。監査役数は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制のうち2名が社外監査役です。監査役会は適宜必要に応じて開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査方針、業務分担等に従い、取締役会、執行役員会および重要会議への出席、重要書類の閲覧および業務執行部署への往査により、経営の透明性・客観性・適法性を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。

ハ) 会計監査人

会計監査人につきましては「新日本有限責任監査法人」を選任し、同会計監査人とは会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、年間監査計画に基づく通常の会計監査に加え重要な会計的課題について必要に応じて相談・検討を実施しております。当該年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務補助者の構成は以下の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 秋山賢一、宮下 毅

なお、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

- ・監査業務補助者の構成

公認会計士6名、その他4名（その他は、公認会計士試験合格者およびシステム監査担当者であります）

- ・所属する監査法人名

新日本有限責任監査法人

ニ) 顧問弁護士

顧問弁護士とは重要な法的課題およびコンプライアンスにかかわる事項について必要に応じてアドバイスを受ける等適法性の確保に留意しております。

2) 内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査は企画管理部の担当部門（4名）が内部監査規程に基づき、各部門の業務監査・制度監査および内部統制監査を実施するなど内部統制の充実に努めております。監査役の監査は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき取締役の職務執行の監査などの業務監査を実施しております。監査役および会計監査人とは、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

法令遵守の実践を経営の重要課題と位置づけ、法令遵守はもとより企業倫理に則った行動の推進を図るために、適時実施の社員教育や安全衛生中央委員会等各種委員会でその徹底に努めております。また、四半期毎に各部門のリスク管理および法令遵守の実施状況について継続的に点検を行い、その結果を執行役員会および取締役会に報告するとともに各部門を通じて全社員への周知徹底を図る等その実践に努めており

ます。さらに企画管理部を中心に企業統治の根幹である内部統制システムを十分に機能させ、監査役会、会計監査人および顧問弁護士と連携のもと、法令遵守・リスク管理の一層の徹底を図るための諸策の推進や内部監査の充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は執行役員制度を導入し、業務を執行役員に執行させることにより、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化を図っております。また取締役会には幅広い見識を有する社外取締役を加えることにより、監督機能の一層の強化を図っております。さらに取締役会に対して十分な監視機能を発揮させるため、監査役3名中2名を社外監査役としております。2名の社外監査役は弁護士、公認会計士としてそれぞれ幅広い見識と高度な専門性を有し、その見地からの確かな経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役設置会社として経営監視機能の客観性および中立性の確保は十分機能する体制にあると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日は平成27年3月27日で、招集通知を平成27年3月10日に発送いたしました。
その他	株主総会招集通知をホームページに掲載しております。 臨時報告書をホームページに掲載し、議決権行使結果を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ掲載事項として、会社概要、製品ガイド、決算短信(四半期含む)、有価証券報告書、四半期報告書のほか東京証券取引所の開示規則に基づく事項を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部および経理部で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	徳山工場においてISO14001「環境マネジメントシステム」に基づき、地域社会等への環境保全活動を実施しております。環境報告書はホームページへ掲載しております。
その他	全社的な品質マネジメントシステム構築のためにISO9001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社の体制および方針に関する事項

業務の適正を確保する体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (2) 取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規定を整備し、当該関係規定に基づき、当社の業務執行を決定しております。
- (3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督しております。
- (4) 当社は監査役会設置会社であります。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱及び文書情報取扱規程」等の関係諸規定の定めに従い、適切に記録・保存・管理しております。
- (2) 前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。
- (3) 法令および証券取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努めております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- (2) 全社的リスク管理の所管部門である企画管理部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適時取締役会に報告しております。
- (3) 各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的の実施し、そのリスクの軽減に努めております。
- (4) 工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努めております。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努めております。執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定しております。
- (2) 取締役会および執行役員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。
- (3) 取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告しております。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は法令および従業員就業規則のほか関係諸規定に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとしております。
- (2) 企画管理部をコンプライアンスおよび内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・制度監査および内部統制監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に取り締めに報告しております。
- (3) 企画管理部と総務部は連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施しております。
- (4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図っております。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努めております。
- (2) 当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査しております。
- (3) 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図っております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとしております。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとしております。

9. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告しております。
- (2) 取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに監査役会に報告しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めております。
- (2) 監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告しております。
- (3) 監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めています。
- (4) 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

11. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

(1) 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために「コンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。

(2) 当社は、従来より総務部を専門部署として、警察等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための取り組みを推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社では、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、社内規定「適時開示情報取扱および内部者取引規制に関する規程」を制定し、下記のとおり内部情報の取扱管理の徹底を図るとともに、開示事項に該当する情報の適時適切な開示に努めております。

1. 情報の適時適切な開示の基準

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、すべて執行役員会および取締役会の付議事項に規定しており、該当事項管轄の各部門長から毎月開催の執行役員会および取締役会に上程され、決議後直ちに適時開示規則に基づき主管部門（総務・経理部門）・情報取扱責任者により適時適切な開示を実施しております。また、開示事項であるか否かの判断を要する事項については、必要に応じて顧問弁護士および会計監査人による助言・指導を受けております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、当該事項の発生部署から速やかに当該部門長を経て主管部門・情報取扱責任者に集約され、主管部門・情報取扱責任者で当該事項の確認のうえ代表取締役社長に報告されます。主管部門・情報取扱責任者は開示事項であるか否かを検討（必要に応じて顧問弁護士および会計監査人による助言・指導を受ける）し、開示事項については速やかに執行役員会および取締役会へ上程し、決議後直ちに主管部門より適時適切な開示を実施しております。

(3) 決算に関する情報

決算・業績予想の修正・四半期情報に関する情報は、すべて執行役員会および取締役会の付議事項に規定しており、主管部門は関係書類を作成のうえ、毎月開催の執行役員会および取締役会に上程され、決議後直ちに適時開示規則に基づき主管部門より適時適切な開示を実施しております。

2. 情報の管理および守秘義務の徹底

開示情報の漏洩防止のため、情報取扱責任者と主管部門（総務・経理部門）を設置し、常に情報の取扱管理の徹底および関係者に守秘義務の厳守に努めております。また、開示事項の役職員への公表は、社内ホームページに掲載するとともに各種会議を通じて周知徹底を図っております。

